

Ⅱ－３ 削減対策（その他）

- ・ エネルギー起源二酸化炭素以外の温室効果ガスの削減に係る対策メニュー集
- ・ 自動車等に係る削減対策メニュー集

■ エネルギー起源二酸化炭素以外の温室効果ガスに係る削減対策（工場・事業場の設備等に係る削減対策）

排出活動	区分番号	対策の区分名称	備考
HFC が封入された製品の使用（業務用空調機器など）	501001	ノンフロンへの転換（自動販売機等）	
SF6 が封入された電気機械器具の点検	501002	大気への漏洩の防止（適切な回収）	フロン回収破壊法に則った処理が必要。
HFC が封入された製品の廃棄（業務用空調機器など）	501003	適切な回収・破壊	
SF6 が封入された電気機械器具の廃棄	501004	適切な回収	
HFC が封入された自動車エアコンディショナーの廃棄	501005	適切な回収・破壊	自動車リサイクル法に則った自動車の処理が必要。
HFC を含有する噴霧器、消火器の使用又は廃棄（エアゾールなど）	501006	使用量の削減	
HFC 又は PFC を含有する溶剤、洗浄剤の使用	501007	低 GWP 使用製品への転換	燃焼危険性等に留意のこと
	501008	使用量の削減	
	501009	低 GWP 物質等への使用の転換	
	501010	適切な回収・破壊	
HFC、PFC 又は SF6 を用いた半導体素子等の加工工程におけるドライエッチング又は製造装置の洗浄	501011	使用量の削減	
	501012	低 GWP 物質等への使用の転換	
	501013	適切な回収・破壊	
その他	501014		

※CH₄、N₂O については、業務部門、産業部門、自動車等に係る削減対策を実施することで排出量が見込まれ、また、CH₄、N₂O 削減の固有対策が困難であることから上表には表示しない。

※HFC に関しては、「都民の安全と健康を確保する環境に関する条例」の第 10 条に所有者への HFC の排出禁止が定められている。特に、HFC が封入された業務用空調器の所有者は、封入量及び漏洩量（点検時の充填量）の把握を行い、漏洩低減のための保守及び点検を行うことにより、HFC を排出しないための管理を行うこと。管理は、「HFC の責任ある使用 原則」（2002 年 11 月経済産業省）を参考にすること。

効果算定方法：HFC、PFC、SF6 の使用及び廃棄等に関する対策の効果は、使用量の低減量がそのまま削減効果となる。